

大垣市第3次防犯基本計画
(変更素案)

目 次

○ はじめに	1
第 1 章 防犯基本計画の方針	2
第 1 節 計画策定の趣旨	2
第 2 節 計画の性格	3
第 2 章 犯罪を取り巻く状況	4
第 1 節 本市の刑法犯認知件数の状況	4
第 2 節 本市の刑法犯の罪種別認知件数の状況	6
第 3 節 本市の街頭犯罪・侵入盗の状況	8
第 4 節 本市の二セ電話詐欺の状況	13
第 3 章 安全安心まちづくりの推進	15
第 1 節 基本目標	15
第 2 節 数値目標	16
第 3 節 推進体制と役割分担	17
第 4 節 推進基本施策	19

○ はじめに

平成20年3月に、岐阜県では「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」を制定し、この条例に基づき、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けた具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するため「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」を毎年見直したうえで、策定しています。

本市においては、平成20年3月に「大垣市安全安心まちづくり条例」を制定し、同条例に基づき各種施策を計画的に推進するため「大垣市防犯基本計画」を策定しました。

このたび、第2次計画期間の5年が経過するにあたり、新たに平成31年度から令和5年度までの5年間の計画を策定することとなりました。

本市における刑法犯認知件数は、青色回転灯搭載車による地域パトロールや市民を中心としたボランティア「さわやかみまもりEye」などによる防犯パトロール、さらには、警察などと協力して啓発活動に努めた結果、平成30年には平成14年のピーク時の3割以下に減少しています。

しかしながら、自転車盗難や車上ねらいなどの身近なところで発生する犯罪が多く発生しており、決して楽観できる状況ではありません。

地域の安全・安心は、警察や行政が行う『公助』だけでなく、市民一人ひとりが自らの安全は自ら守る『自助』と、自治会等による地域の安全は地域で守る『共助』が補い合い、助け合うことではじめて「安全安心のまちづくり」が実現するといえます。

今後も、市民、地域、行政、警察などが協働し、市民が安全で安心して暮らすことができる「防犯まちづくり」を推進していきます。

第1章 防犯基本計画の方針

第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成20年3月に「大垣市安全安心まちづくり条例」を制定し、市、市民、市民団体、事業者が一体となって犯罪や交通事故のない安全で安心な地域社会の実現に向け取り組んできました。

「大垣市防犯基本計画」は、安全で安心な地域社会の実現に向け、本市の防犯まちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的に、第1次計画期間として平成21年度から平成25年度の5か年、第2次計画期間として平成26年度から平成30年度の5か年として策定したものです。

さらに、この計画を具体化するために各年度に「大垣市防犯行動計画」を策定し、取り組みを推進してきました。

本計画は、「大垣市第2次防犯基本計画」の計画期間が満了することに伴い、引き続き、安全安心のまちづくりを推進するため、現行計画の方針等を踏襲し、第3次計画として策定するものです。

第2節 計画の性格

1 計画の期間

この計画の期間は、平成31年度から令和5年度までの5年間とします。

なお、計画の期間の途中でも、社会経済情勢等の変化を踏まえて見直しを行います。

2 計画の対象犯罪

この計画では、街頭犯罪（自動車盗難、オートバイ盗難、自転車盗難、車上ねらい、ひったくり、部品ねらい及び自動販売機ねらい）や侵入窃盗、子どもや女性、高齢者等に対する犯罪（ニセ電話詐欺や虐待等）など、市民の身近で発生する犯罪を対象とします。

第2章 犯罪を取り巻く状況

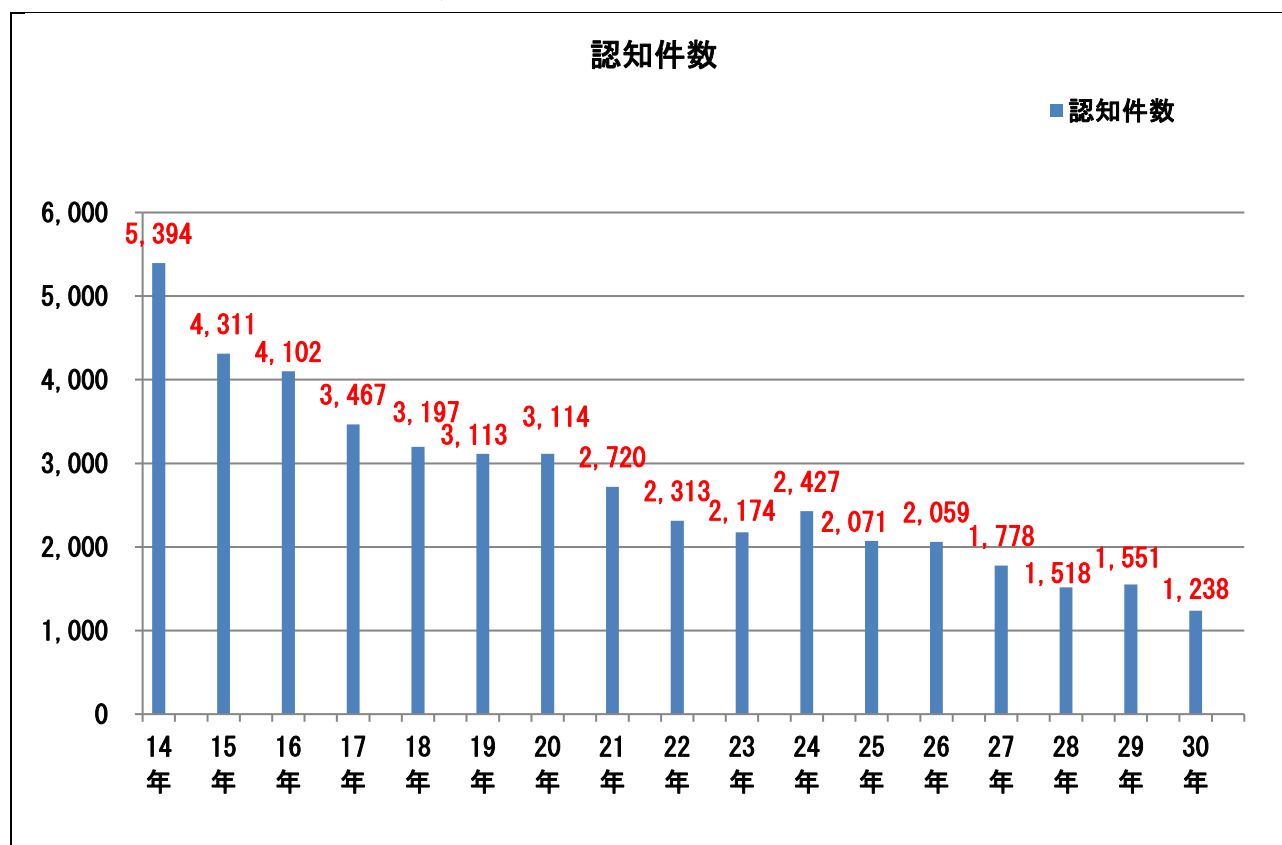
第1節 本市の刑法犯認知件数の状況

本市における刑法犯の認知件数は、平成14年に5,394件という結果でしたが、平成15年以降、認知件数は減少傾向となり、平成30年は1,238件となっています。

平成30年の認知件数の1,238件は、過去最高であった平成14年の5,394件と比較すると3割以下となっています。

認知件数とは、警察において認知した刑法犯の発生件数をいいます。

〔本市における刑法犯認知件数の推移〕



- ※ 平成15年：「さわやかパトロール」開始
- 平成16年：「さわやかみまもりEye」開始
- 平成17年：「さわやかみまもりネット」試験運用
- 平成18年：「さわやかみまもりネット」開始

1 さわやかパトロール

区分	内容
施策概要	民間警備会社の青色回転灯装着車による防犯パトロール。 市内を8エリアに分け、1日1エリアずつパトロールを行う。
活動時間	午後7時から午前0時まで

(平成30年4月現在)

2 さわやかみまもりEye

区分	内容
施策概要	市民を中心とした防犯ボランティアによる防犯パトロール活動。 団体または個人で登録し、地域での防犯パトロールや子どもの登下校時の見守りなどを行う。
登録者数	243団体 (3,379人) + 121個人 合計3,500人

(平成30年4月現在)

3 さわやかみまもりネット

区分	内容
施策概要	事件発生情報や、不審者発見情報などを登録者のパソコンまたは携帯のメールに発信し、情報の共有を図る。
登録者数	大垣警察署情報：7,043人 養老警察署情報：1,975人 学校すぐメール：15,535人

(平成30年4月現在)

第2節 本市の刑法犯の罪種別認知件数の状況

刑法犯の罪種別認知件数の推移を見ると、窃盗犯が平成30年の全刑法犯の約71%と最も多くなっています。

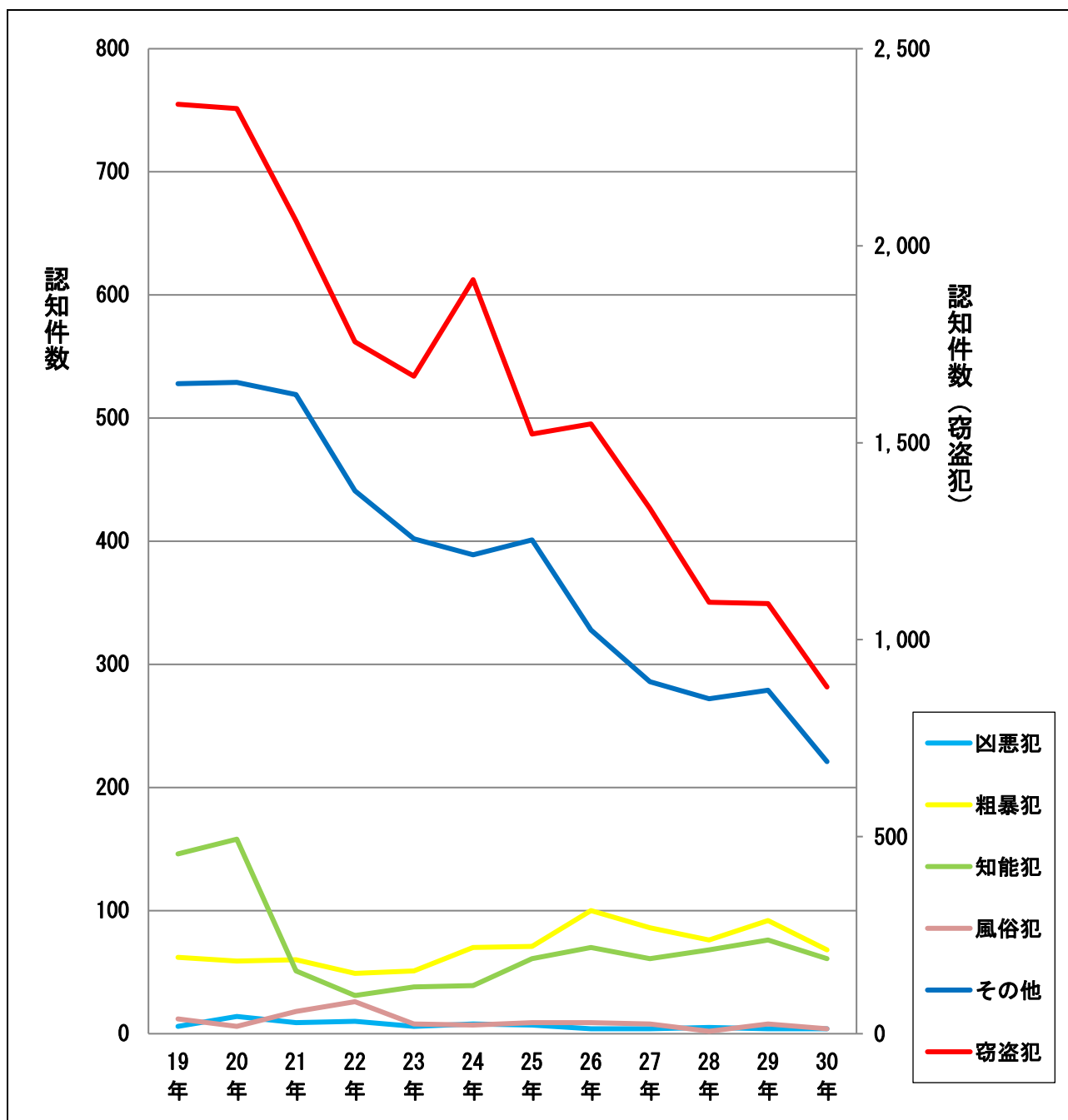
また、平成19年から平成30年まで、全体に占める割合に大きな変化は見られません。

〔本市の刑法犯の罪種別認知件数の推移〕

(単位：件、%)

年	認知件数／割合						
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
平成19年	6	62	2,359	146	12	528	3,113
	0.19	1.99	75.78	4.69	0.39	16.96	100.00
20年	14	59	2,348	158	6	529	3,114
	0.45	1.90	75.40	5.07	0.19	16.99	100.00
21年	9	60	2,063	51	18	519	2,720
	0.33	2.21	75.85	1.88	0.66	19.07	100.00
22年	10	49	1,756	31	26	441	2,313
	0.43	2.12	75.92	1.34	1.12	19.07	100.00
23年	6	51	1,669	38	8	402	2,174
	0.28	2.35	76.77	1.75	0.37	18.48	100.00
24年	8	70	1,914	39	7	389	2,427
	0.33	2.88	78.86	1.61	0.29	16.03	100.00
25年	7	71	1,522	61	9	401	2,071
	0.34	3.43	73.49	2.95	0.43	19.36	100.00
26年	4	100	1,548	70	9	328	2,059
	0.19	4.86	75.18	3.40	0.44	15.93	100.00
27年	4	86	1,333	61	8	286	1,778
	0.22	4.84	74.97	3.43	0.45	16.09	100.00
28年	5	76	1,095	68	2	272	1,518
	0.33	5.01	72.13	4.48	0.13	17.92	100.00
29年	4	92	1,092	76	8	279	1,551
	0.26	5.93	70.41	4.90	0.52	17.98	100.00
30年	4	68	880	61	4	221	1,238
	0.32	5.50	71.08	4.93	0.32	17.85	100.00

〔本市の刑法犯の罪種別認知件数の推移〕



※ 窃盗犯のグラフの縦軸（件数）のみ右側

〔参考：犯罪類型〕

凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
殺人・強盗 放火・強姦	暴行・傷害 脅迫・恐喝 凶器準備集合	侵入盗 乗物盗 非侵入盗	詐欺・横領 偽造	賭博 わいせつ	左記以外 器物破損 住居侵入等

第3節 本市の街頭犯罪・侵入盗の状況

1 本市の街頭犯罪・侵入盗の認知件数

街頭犯罪と住宅や事務所などへの侵入盗を含めた犯罪件数は、平成30年では全刑法犯の約40%を占め、市民の身近なところで発生する犯罪が多い状況となっています。

〔本市の街頭犯罪・侵入盗の認知件数の推移〕

(単位：件、%)

年	街頭犯罪認知件数／割合								侵入盗 認知件 数／割 合	合計
	ひっ たく り	自動 車盗	オー トバ イ盗	自転 車盗	車上 ねら い	部品 ねら い	自販 機ね らい	小計		
平成	26	31	60	665	422	166	66	1,436	288	1,724
19年	0.84	1.00	1.93	21.36	13.56	5.33	2.12	46.13	9.25	55.38
20年	13	33	52	759	330	122	42	1,351	302	1,653
	0.42	1.06	1.67	24.37	10.60	3.92	1.35	43.38	9.70	53.08
21年	10	31	60	536	264	162	59	1,122	268	1,390
	0.37	1.14	2.21	19.71	9.71	5.96	2.17	41.25	9.85	51.10
22年	4	31	50	422	254	96	13	870	238	1,108
	0.17	1.34	2.16	18.24	10.98	4.15	0.56	37.61	10.29	47.90
23年	4	32	82	408	237	131	28	922	211	1,133
	0.18	1.47	3.77	18.77	10.90	6.03	1.29	42.41	9.71	52.12
24年	0	20	87	553	256	136	24	1,076	215	1,291
	0.00	0.82	3.58	22.79	10.55	5.60	0.99	42.41	8.86	53.19
25年	2	8	36	479	185	91	19	820	167	987
	0.10	0.39	1.74	23.13	8.93	4.39	0.92	39.59	8.06	47.66
26年	2	20	66	462	217	53	15	835	116	951
	0.10	0.97	3.21	22.44	10.54	2.57	0.73	40.55	5.63	46.19
27年	2	18	18	319	167	54	6	584	121	705
	0.11	1.01	1.01	17.94	9.40	3.03	0.38	32.85	6.81	39.65
28年	3	13	19	269	105	45	7	461	110	571
	0.20	0.86	1.25	17.72	6.92	2.96	0.46	30.37	7.25	37.62
29年	1	6	18	235	227	43	25	555	127	682
	0.06	0.39	1.16	15.15	14.64	2.77	1.61	35.78	8.19	43.97
30年	1	5	5	226	111	28	2	378	118	496
	0.08	0.40	0.40	18.26	8.97	2.26	0.16	30.53	9.55	40.06

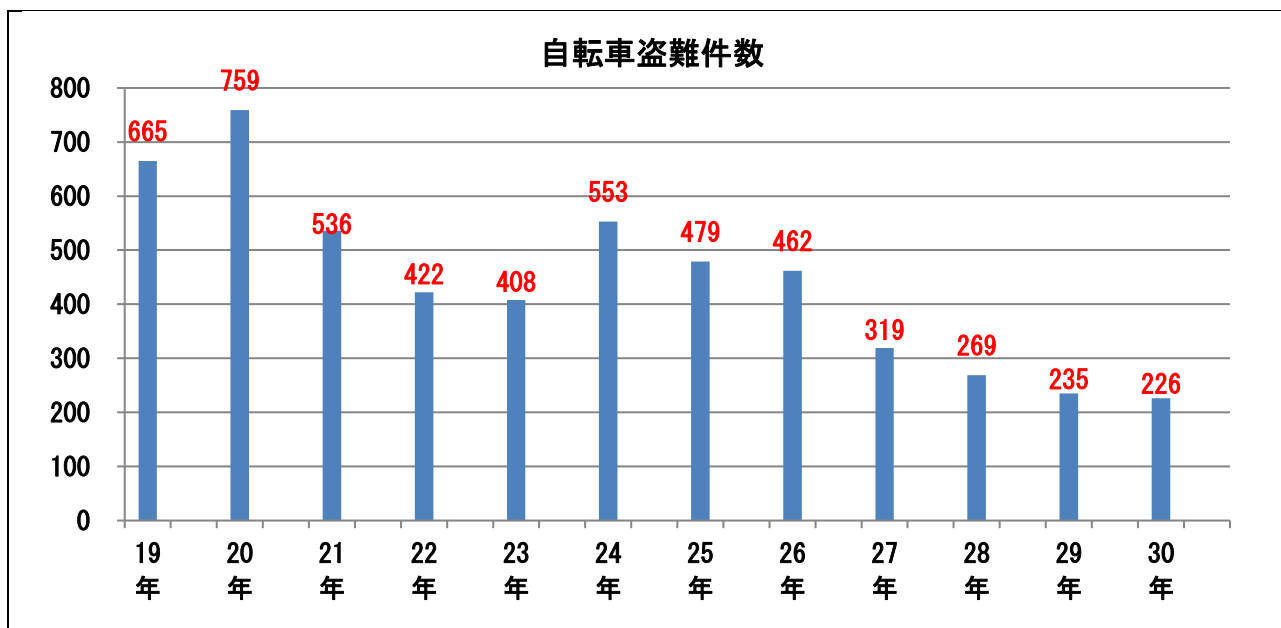
※ 割合は、全刑法犯認知件数に対するものです。

2 本市の自転車盗難件数

街頭犯罪の中で最も多いものは、自転車盗難で、その割合は、平成30年においては、全刑法犯認知件数に対して18%を占めています。

平成19年と比較すると439件減少しています。

〔本市の自転車盗難件数の推移〕

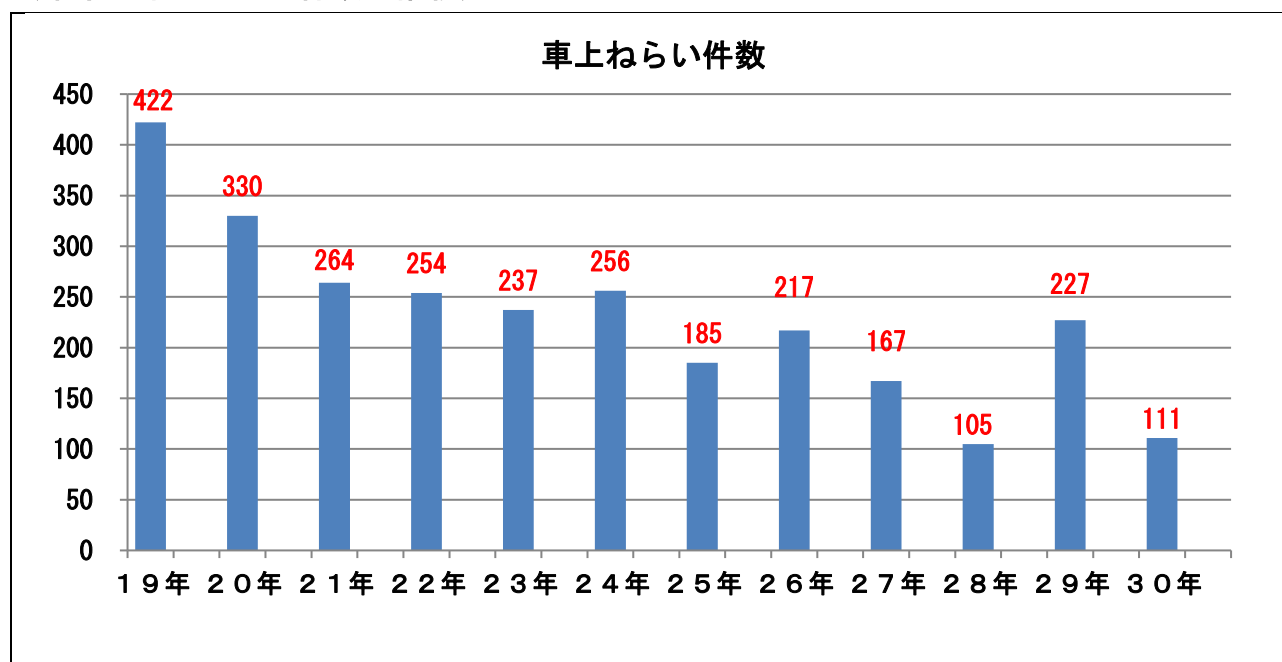


3 本市の車上ねらい件数

次に多いのは、車上ねらいで、その割合は、平成30年においては、全刑法犯認知件数に対して8%を占めています。

平成19年と比較すると311件減少しています。

〔本市の車上ねらい件数の推移〕

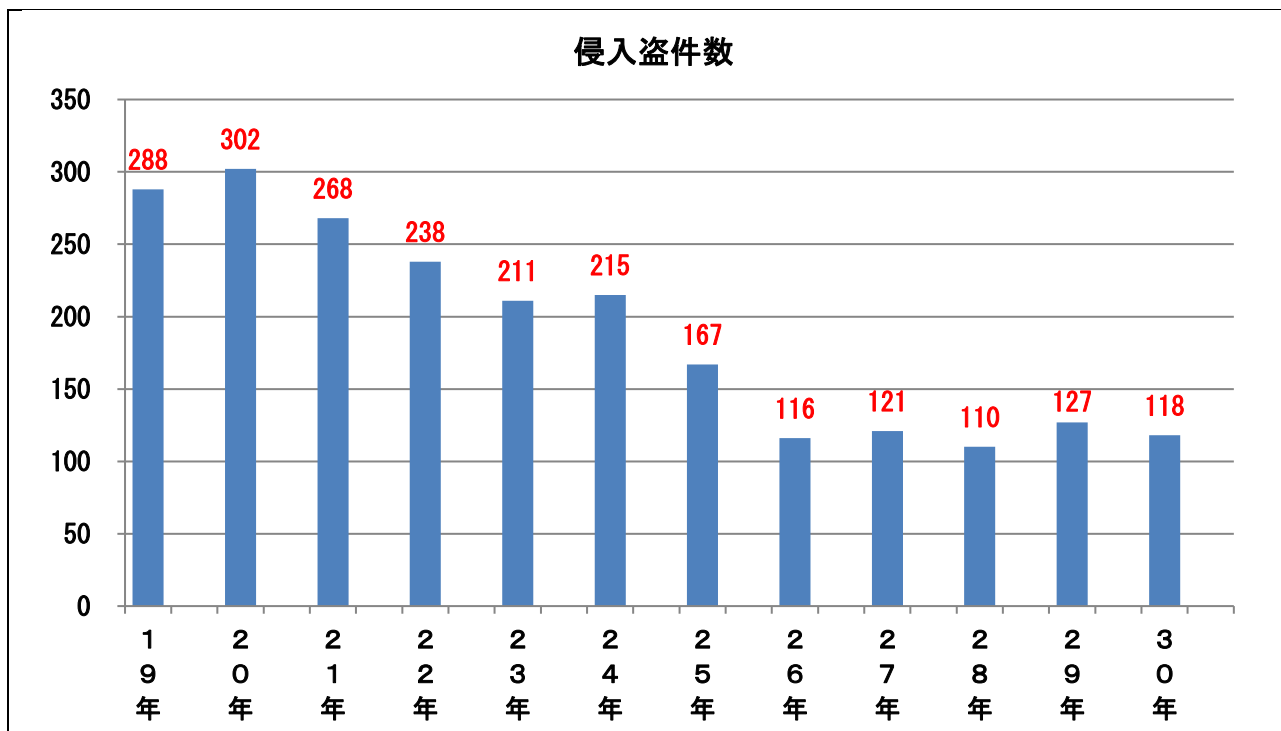


4 本市の侵入盗件数

侵入盗については、その割合は、平成30年においては、全刑法犯認知件数に対して9%を占めています。

平成19年と比較すると170件減少しています。

【本市の侵入盗件数の推移】



第4節 本市の二セ電話詐欺の状況

平成27年から30年まで二セ電話詐欺の認知件数、被害金額は、抑止対策推進の一方で新たな犯罪手口の出現等により増減を繰り返しています。

また、全国的に被害は高齢者を中心に高い水準で発生しており、依然として大きな脅威となっています。

〔本市のニセ電話詐欺の認知件数・被害金額の推移〕

(単位：万円、%)

区分	平成27年				平成28年			
	認知件数		被害金額		認知件数		被害金額	
	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合
ニセ電話詐欺	17	100	3,047	100	34	100	8,555	100
振り込み詐欺	15	88	2,547	84	33	97	7,155	84
オレオレ詐欺	9	52	1,940	64	16	47	3,510	41
架空請求詐欺	2	12	224	7	5	15	2,220	26
融資保証金詐欺	0	0	0	0	1	3	256	3
還付金詐欺	4	24	383	13	11	32	1,169	14
振り込み類似詐欺	2	12	500	16	1	3	1,400	16
金融商品取引	2	12	500	16	1	3	1,400	16
ギャンブル必勝法	0	0	0	6	0	0	0	0
異性紹介	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	平成29年				平成30年			
	認知件数		被害金額		認知件数		被害金額	
	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合
ニセ電話詐欺	26	100	2,761	100	18	100	9,858	100
振り込み詐欺	26	100	2,761	100	17	94	9,845	99
オレオレ詐欺	5	19	920	33	4	22	700	7
架空請求詐欺	7	27	235	9	10	55	8,695	88
融資保証金詐欺	2	8	93	3	0	0	0	0
還付金詐欺	12	46	1,513	55	3	17	450	4
振り込み類似詐欺	0	0	0	0	1	6	13	1
金融商品取引	0	0	0	0	0	0	0	0
ギャンブル必勝法	0	0	0	0	1	6	13	1
異性紹介	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0

第3章 安全安心まちづくりの推進

第1節 基本目標

基本目標は、以下のとおりとします。

自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る

第2節 数値目標

市民、地域、行政、警察などが協働し、市民が安全で安心して暮らすことができる「防犯まちづくり」を推進するため、計画の数値目標を設定します。

【目標値】 犯罪認知件数

平成29年 1,551件 → 令和5年 700件以下

平成29年の犯罪認知件数から約55%削減

第3節 推進体制と役割分担

1 推進体制

本計画の策定・推進及び本計画をより具体的にするため、毎年度「大垣市防犯行動計画」を策定するにあたり、「大垣市安全安心まちづくり条例」の規定に基づき設置する「大垣市防犯推進協議会」を中心として、市民、自治会等、事業者、警察及び市並びに関係機関が相互に連携、協力し一体となって、安全で安心な地域社会の実現に向け各種施策を推進していきます。

2 市の役割

- (1) 「大垣市防犯推進協議会」を設置し、防犯基本計画の策定や基本計画をより具体化した「大垣市防犯行動計画」を毎年度策定するとともに進行管理を行い、「安全安心まちづくり」に係る施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。
- (2) 防犯まちづくりに関する施策を積極的に展開するとともに、市民、市民団体、事業者に対し積極的な情報提供や活動支援を行います。

3 市民の役割

- (1) 「自らの安全は自ら守る」という考えのもと、市民一人ひとりが犯罪の被害者とならないよう自らの安全の確保に努めます。
- (2) 市、警察、市民団体等が実施する各種防犯活動に参加するよう努めます。

4 市民団体の役割

- (1) 「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、地域での犯罪防止に努めます。
- (2) 市、警察、市民団体等が実施する各種防犯活動に参加するよう努めます。

5 事業者の役割

- (1) 事業者は、従業員が、市、警察、市民団体等が実施する各種防犯活動に参加できるように努めます。
- (2) 事業者は市や警察が進める安全安心のまちづくりに協力するよう努めます。

第4節 推進基本施策

1 子どもの安全確保

保護者、地域住民及び警察と協力・連携し、学校、児童福祉施設及び通学路や公園等における子どもの安全確保を行うよう努めます。

【主な施策】

- (1) 「さわやかみまもりEye」による防犯パトロール活動
- (2) 青色回転灯装着車による「さわやかパトロール」
- (3) 学校、保育園、幼稚園、幼保園、認定こども園での防犯訓練

2 女性の安全確保

女性に対する暴力等の犯罪から安全を確保するため、情報の提供や助言その他必要な支援を行うよう努めます。

【主な施策】

- (1) セクシャルハラスメントの防止のための広報啓発活動
- (2) 配偶者等からの暴力の抑制のための広報啓発活動
- (3) 県の女性相談センターとの連携による緊急一時保護

3 高齢者等社会的弱者の安全確保

高齢者等の社会的弱者の安全を確保するため、ニセ電話詐欺や虐待などに対する情報提供や啓発などの支援を行うよう努めます。

【主な施策】

- (1) 関係機関と連携、協力した高齢者等虐待の防止
- (2) 高齢者等社会的弱者に対する相談、支援
- (3) 大型商業施設等でのニセ電話詐欺の注意喚起

4 犯罪防止に配慮した住宅の整備

住宅が犯罪防止に配慮した構造、設備等を有するものとするため、住宅の所有者や管理する者に対し、必要な措置や情報の提供を図るよう努めます。

【主な施策】

- (1) 「防犯に配慮した共同住宅にかかる整備指針」の周知
- (2) 防犯に配慮した住宅の整備促進の広報啓発活動
- (3) 市営住宅等の外灯等の保守点検の実施

5 犯罪防止に配慮した道路等の整備

道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場等の犯罪防止に配慮した構造、設備の整備、また、自治会等が設置する防犯カメラへの支援等、犯罪が起きにくいまちづくりへの整備促進を図るよう努めます。

【主な施策】

- (1) 関係機関と連携した二重ロック実施の広報啓発活動
- (2) 大垣駅周辺の放置自転車の撤去
- (3) 自治会等が設置する防犯カメラ等への補助

6 犯罪防止のための空き家等の適正管理

空き家等が犯罪の温床となるのを防止するため、空き家及び空き地の管理者に対して、適正管理の指導や空き家バンクの活用を図るよう努めます。

【主な施策】

- (1) 警察と連携した空き家に対する相談、問題改善の指導
- (2) 入居停止している市営住宅に対する侵入防止対策の実施
- (3) 火災の危険がある空き家に対する除去等の指導

7 青少年に対する有害環境の浄化

青少年の健全育成のため、スマートフォンなど多様なインターネット接続端末を利用した犯罪に巻き込まれないよう情報提供や啓発などを実施するなど、有害環境の浄化及び良好な環境づくりに努めます。

【主な施策】

- (1) スマートフォン等のフィルタリング措置の広報啓発活動
- (2) 少年支援員等による各校区のパトロールの実施
- (3) 青少年に悪影響を与える違反広告物の簡易除去活動

8 犯罪被害者等への支援

県、県警、犯罪被害者支援団体等と協力して犯罪被害者等の権利利益を守るため、相談、情報提供、啓発などの支援を行うよう努めます。

【主な施策】

- (1) 犯罪被害者等に対する相談及び情報提供の実施
- (2) ぎふ犯罪被害者支援センター等の専門機関への紹介
- (3) 犯罪被害者等への支援についての広報啓発活動
- (4) 犯罪被害者等への経済的負担の軽減策についての検討